

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社同窓会事務局と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理の受託
2. 同窓会名簿の作成・販売
3. 出版・印刷業
4. 同窓会の企画・運営
5. 上記に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都足立区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- ② 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決

権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集手続)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

- ② 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 16 条 株主総会は、株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第21条 当会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする。

② 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使す

ることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

④ 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に亭故、又は支障があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第25条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第26条 社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

② 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬等)

第 27 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 前項に定める場合のほか、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

③ 剰余金の配当は、支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 30 条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当会社の定款に相違ありません。

令和元年 10月1日

株式会社同窓会事務局
代表取締役 淺本寧枝